

《事故関係マニュアル》
※概要※

貨物自動車運送事業者用

I. 事故

1. 目的

貨物自動車運送事業者に係る事故が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。

このため、以下の事故に関する情報の管轄運輸支局への速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様速やかな報告をお願いすることによって、国土交通省への情報の迅速な伝達及び円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

※ 本マニュアルにおける速報対象の事故が「自動車事故報告規則」（昭和26年12月20日運輸省令第104号。以下「報告規則」といいます。）第4条又は「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」（平成21年11月20日国土交通省告示第1224号。以下「告示」といいます。）第1項に基づく速報対象の事故である場合、本マニュアルによる速報をもって報告規則又は告示に基づく速報に代えることができます。

本マニュアルによる速報後は、報告規則第2条に該当する事故にあつては、報告規則第3条に基づき、同条に規定する期限以内に「自動車事故報告書」を提出して下さい。

2. 事故発生時の対応

(1) 速報の対象となる事故

速報していただく事故は、以下のとおりです。

- ① 2名以上の死者を生じた事故（報告規則第4条第1項第2号イ）
- ② 5名以上の重傷者を生じた事故（報告規則第4条第1項第2号ロ）
- ③ 10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故（報告規則第4条第1項第3号）
- ④ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）（報告規則第4条第1項第4号）
 - i 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物
 - ii 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類
 - iii 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガス
 - iv シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - v 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物

- ⑤ 酒気帯び運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項の規定に違反する行為をいう。）を伴う事故（報告規則第4条第1項第5号）
- ⑥ 自然災害に起因する可能性のある事故（マニュアル固有）
- ⑦ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせがあったとき（告示第1項）
- ⑧ 放射性輸送物の自動車輸送時における事故（★）
（★）貨物自動車運送事業者は、その所持する放射性輸送物について事故、紛失、盗難などが生じた場合には、**直ちに**その旨を国土交通省に報告しなければならないことになっています。

（2）速報（第1報）

速報の対象となる事故が発生した際には、以下の手順等により報告をお願いします。

①速報手順

<2.（1）①～⑦についての速報手順>

緊急連絡担当者（※）は、第1報を**速やかに**管轄運輸支局の緊急連絡担当先へご連絡下さい。

事故について、運転者からの報告など、如何なる形態であれ、その発生を知り得た場合は、当該事故に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握している範囲で結構ですので、**速やかに**第1報を管轄運輸支局の緊急連絡担当先あてに報告をお願いします。

（※）御社の中であらかじめ選任をお願いします。

（☆）2.（1）④については、**特に速やかな**報告をお願いします。

<2.（1）⑧についての速報手順>

緊急連絡担当者は、第1報を**直ちに**国土交通省自動車局技術・環境政策課緊急連絡担当先（注）へご連絡下さい。

事故について、運転者からの報告など、如何なる形態であれ、その発生を知り得た場合は、当該事故に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握している範囲で結構ですので、**直ちに**第1報を国土交通省自動車局技術・環境政策課緊急連絡担当先あてに報告をお願いします。

② 報告事項

<2.（1）①～⑦についての報告事項>

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事業者名
- イ 発生日時
- ウ 発生場所
- エ 事故車の登録番号

- オ 死者数、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数
(2.(1)④にあつては、危険物等の種類、積載量、漏洩の状況)
- カ 事故概要
- キ 情報入手先
- ク その他判明している事項
- ケ 緊急連絡担当者名及び連絡先

<2.(1)⑧についての報告事項>

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事業者名
- イ 事象の件名
- ウ 発生日時
- エ 発生場所
- オ 事象の概要
- カ 運搬について責任を有する者
- キ 荷送人
- ク 荷受人
- ケ 搬出日時
- コ 搬入予定日時
- サ その他判明している事項
- シ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

<2.(1)①~⑦についての第1報後の対応>

緊急連絡担当者は、第1報報告後の追加情報についても、管轄運輸支局の緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、九州運輸局又は管轄運輸支局の緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いいたします。

<2.(1)⑧についての第1報後の対応>

緊急連絡担当者は、第1報報告後の追加情報についても、国土交通省自動車局技術・環境政策課緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、国土交通省自動車局技術・環境政策課緊急連絡担当先等からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いいたします。

3. その他

特に連絡のとりにくい休日・夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことがないよう、連絡体制の徹底をお願いします。

このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報連絡が行われるよう

緊急連絡担当者に代わる方を2名以上選任して下さい。

Ⅱ. 事件

1. 目的

貨物自動車運送事業者に運行の安全にかかわる事件が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。また、車両の爆破予告など重大事件が発生するおそれがある場合には、事件の未然の防止を図ることが求められております。

このため、以下の事件等に関する情報の速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様にも速やかな報告をお願いすることによって、情報の迅速な伝達及び事件等への円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

2. 特定重大事件発生時の対応

(1) **速報**の対象となる特定重大事件

速報していただく特定重大事件は、以下のとおりです。

- ①施設の不法占拠
- ②爆弾又はこれに類するものの爆発
- ③核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

(2) **速報**（第1報）

速報の対象となる特定重大事件が発生した際には、以下の手順等により報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者（※）は、第1報を**直ちに**管轄運輸支局の緊急連絡担当先へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、**直ちに**第1報を管轄運輸支局の緊急連絡担当先に報告をお願いします。

（※）御社の中であらかじめ選任をお願いします。

② 速報手段

通常の勤務時間内（月曜～金曜の8：30～17：15）にあつては、直通電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあつては、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事件種別
- イ 事件概要
- ウ 被害の概要（死傷者数など）
- エ 事業者名
- オ 発生日時
- カ 発生場所
- キ 被害車両の情報（登録番号など）
- ク 警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ケ 情報入手先
- コ その他把握している事項
- サ 今後の対応
- シ 緊急連絡担当者名及び連絡先

（3）第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握した追加情報についても、九州運輸局緊急連絡担当先に「速やかに」報告していただくとともに、九州運輸局及び管轄運輸支局の緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

3. 重大事件発生時の対応

（1）速報の対象となる重大事件

- ・ 特定重大事件以外の、報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

（2）速報（第1報）

速報の対象となる重大事件が発生した際には、以下の手順等により報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者は、第1報を「速やかに」管轄運輸支局の緊急連絡担当先へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、「速やかに」第1報を管轄運輸支局の緊急連絡担当先に報告をお願いします。

② 速報手段

通常の勤務時間内（月曜～金曜の8：30～17：15）にあつては、直通電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあつて

は、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事件概要
- イ 被害の概要（死傷者数など）
- ウ 事業者名
- エ 発生日時
- オ 発生場所
- カ 被害車両の情報（登録番号など）
- キ 警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ク 情報入手先
- ケ その他把握している事項
- コ 今後の対応
- サ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握した追加情報についても、管轄運輸支局の緊急連絡担当先に「速やかに」報告していただくとともに、九州運輸局又は管轄運輸支局の緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いいたします。

4. 特定重大事件の予告時の対応

(1) 速報の対象となる事件予告

- ・ 特定重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

(2) 速報（第1報）

速報の対象となる事件予告があった際には、以下の手順等により報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者は、第1報を「速やかに」管轄運輸支局の緊急連絡担当先へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、「速やかに」第1報を管轄運輸支局の緊急連絡担当先に報告をお願いします。

② 速報手段

通常の勤務時間内（月曜～金曜の8：30～17：15）にあつては、直通電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあっては、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事業者名
- イ 受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
- ウ 予告日時、予告場所、予告内容
- エ 情報入手先
- オ 警察への届出の有無及び警察の対応状況
- カ その他把握している事項
- キ 今後の対応
- ク 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握した追加情報についても、管轄運輸支局の緊急連絡担当先に「速やかに」報告していただくとともに、九州運輸局又は管轄運輸支局の緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

5. その他

特に連絡のとりにくい休日・夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことがないように、連絡体制の徹底をお願いします。

このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報の把握・伝達が行われるよう緊急連絡担当者に代わる方を2名以上選任してください。

____運輸支局整備部門（保安担当） あて

令和 年 月 日
時 分 現在

特定重大事件報告（第 報）

事件種別	施設の不法占拠 爆弾等の爆発 核物質等の散布 (いずれかを○で囲む)
<事件概要>	
被害の概要 (死傷者数など)	
事業者名	
発生日時	令和 年 月 日 時 分
発生場所	
被害車両の情報 (登録番号など)	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
情報入手先	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】氏名 _____ TEL _____	

____運輸支局整備部門（保安担当） へ

令和 年 月 日
時 分 現在

重大事件報告（第 報）

<事件概要>

被害の概要
(死傷者数など)

事業者名

発生日時

令和 年 月 日 時 分

発生場所

被害車両の情報
(登録番号など)

警察への届出の有無

<警察の対応状況>

情報入手先

<その他判明している事項>

<今後の対応>

【緊急連絡担当者名・連絡先】氏名 _____

TEL _____

____運輸支局整備部門（保安担当） あて

令和 年 月 日
時 分 現在

事件予告報告（第 報）

事業者名	
受信日時	令和 年 月 日 時 分
受信者	
受信方法	
受信回数	
予告日時	令和 年 月 日 時 分
予告場所	
<予告内容>	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
情報入手先	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】氏名 _____ TEL _____	